ITAC Ikewaki Tax, Accounting & Consultants Group

【北海道コンサルファーム初！】M&Aに表明保証保険〈iTaSuK-I〉を自動付帯

M&A表明保証保険

iTaSuK-I

ITACグループ（読み：アイタックグループ）(※1)の株式会社北海道総合経営研究所（北海道札幌市、代表取締役社長：池脇竜太）は、提供する提携仲介業務やデューデリジェンス（以下「DD」）業務などのM&Aコンサルティング業務に、M&A表明保証保険（商品名「iTaSuK-I（アイ タスキ）」(※2)を自動付帯(※3)することとなったためお知らせします。

主なポイント

1 **表明保証違反があった場合は、保険会社から保険金が支払われる**(※)

2 **保険料は当社負担**

※保険金のお支払いには一定の条件その他免責事由等の制約があります。

導入した背景としては、事業を譲った（譲り受けた）後に、簿外債務や残業代未払などが発生した際の賠償負担を不安に思うあまり、M&Aに踏み切ることが出来ないという声をクライアント様からいただいたことでした。

M&A自体は事業承継の選択肢の一つにすぎません。一方で、そのような不安により当初からM&Aという手法を考慮外としてしまっているケースがあります。

そのため、安心をお届けすることで、売手様にも買手様にも、M&Aを事業承継の一つの選択肢としていただきたいとの想いで、この表明保証保険を導入することとしました。今後は、弊社でお手伝いさせていただくM&A案件及びDD案件には、この表明保証保険が自動付帯されることとなります（自動付帯分の保険料はITACグループ負担となります）。1社でM&Aコンサルティング業務とDD業務の両業務を自動付帯の対象としているケースは全国的にも珍しく、また、表明保証保険の自動付帯というサービス自体が北海道のコンサルティングファームでは初の試みとなります。

補償対象となる範囲（代表例）

財務
- 貸借対照表（B/S）
- 損益計算書（P/L）
- 簿外債務、偶発債務

税務
- 税務申告
- 租税公課の未払
- 租税公課の支払遅延

株式
- 株主名簿
- 発行済株式数
- 株主の権利

労務
- 雇用条件
- 労使紛争
- 労働対価の未払

これまでの表明保証保険は、高度な専門性を要し、詳細な保険引受審査が必要となることから、中小規模のM&A取引においては活用されづらい実態がありました。そこで今回ITACグループでは、大手損害保険会社と提携し、中小M&Aにおいても活用できる表明保証保険の開発を行いました。

会計事務所系コンサルティングファームがM&Aをお手伝いさせていただく場合、M&A成約後も税務顧問や人事労務顧問等でクライアント様とのお付き合いが続くことが少なくありません。そのため我々にとっても、「M&Aはクロージングしたら終わり」ではなく、「新たな始まり」であります。売手様にとっては「第二の人生の始まり」、買手様にとっては「会社の次のステップの始まり」、である時期を、出来る限り安心して過ごしていただきたいと考えています。

ITACグループは、これからもお客様の気持ちに寄り添い、より良いコンサルティングサービスを提供してまいります。

※1. ITACグループは、税理士法人池脇会計事務所を核に経営支援業務を展開するコンサルティングファームです。
※2. 表明保証保険とは、M&A取引における売主が、買主に対して、対象会社（事業）についての財務や税務等に関する開示事項に虚偽がないこと（開示事項が真実かつ正確であること）を保証（表明保証）した場合に、M&A取引後に発覚した表明保証の違反によって買主が被る損害を、保険会社が補償する商品です。
※3. 自動付帯となるには、一定条件のDDを実施するなどの要件がございます。また、保険金支払限度額および免責金額があります。なお、補償の増額や補償範囲の拡大、補償期間の延長をご希望の場合は、任意で買主様に上乗せ保険にご加入いただくことも可能です。

“iTaSuK-I”の由来

商品名「iTaSuK-I（アイ タスキ）」の名称には、事業をつなぐ「タスキ」の意味合いとともに、売主・買主が手を取りあって成長する「タスケアイ」の意味を込めています。